

2025年11月

お客様 各位

道南うみ街信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の取り組みを実施いたします。

今後とも、より一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手帳発行の受付終了

実施日	2026年3月31日（火）
内 容	手形帳・小切手帳の発行依頼の受付を終了いたします。

2. 手形・小切手記名判印刷サービスの受付終了

実施日	2026年3月31日（火）
内 容	手形・小切手の記名判印刷サービスの受付を終了いたします。

3. 自己宛小切手の発行終了

実施日	2026年3月31日（火）
内 容	自己宛小切手の発行を終了いたします。

4. 手形・小切手の代替手段のご案内

【手形・小切手をお取引先への支払等にご利用のお客さま】

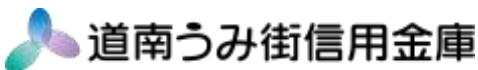
手形・小切手に変わる決済手段として「WEB-FB」、「電子記録債権（でんさい）」への移行をご案内しておりますので、是非ともご検討をお願い申し上げます。

【小切手を現金のお引出しにご利用のお客さま】

小切手の振り出しに代えて「払戻請求書」による当座預金からのお引出しをご利用ください。
ただし、小切手と同様に口座開設店に限ります。

詳しくは、お取引店にお問い合わせください。

以上



紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)

(五十音順)



Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

?**A**

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

**Q**

電子的決済サービスには 何があるの？

?**A**

でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の メリット

1 コスト削減



- × 郵送料
- × 印紙代
- × 取立手数料

2 事務負荷軽減



- × 現物管理
- × 手書き・ゴム印
- × 印紙・押印・発送

3 リスク低減



- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は 難しくないの？

?**A**

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1

金融機関へ ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や
資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2

取引先へ ご案内



でんさい等の電子記録債権・
インターネットバンキングによる
振込等への切替えを案内

STEP 3

社内の 導入準備



事務手続きや管理手順の見直し
を行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

